

平成 30 年度 第 12 回 政策調整会議 会議録①

-
- ◆開催日時:平成 31 年3月 19 日(火) 14:58~15:33
 - ◆開催場所:第2委員会室
 - ◆出席委員:小山副市長、土佐副市長、樋口教育長、赤井市長公室長、藤浪企画調整部長、坂井総務部長
-

◆審議事項

- ・公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の見直しについて……………企画課⇒承認
-

◆審議概要

『公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の見直しについて』

〈説 明 者〉上東企画課長、蓮井担当長、濱口担当員

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈小山副市長〉施設の分類は誰が決めるのか。

〈蓮井担当長〉所管課の意見を踏まえ、関係課会議で議論を行い、決定する。その後、政策決定会議に諮り、市としての意思決定をする流れとなる。

〈企画課長〉従来までは施設所管課だけで検討を進めてきたが、今後は関係課会議を設置し、事前に協議した上で決定したいと考えている。

〈市長公室長〉これまで審査基準等は審査委員の意見を踏まえて決定されてきたかと思うが、今後はそれが反映されない形になるのか。

〈蓮井担当長〉あくまで施設の分類について、市としての方向性を決定するということである。

〈企画課長〉本改定案については、審査委員にも確認していただき、ご意見を頂戴したのも一部取り入れている。

〈土佐副市長〉審査委員によっては、市で決定した施設の分類について、意見がある委員もいるかと思うが、その辺りは審査委員会には諮らないのか。

〈企画課長〉諮らない。施設の分類によって変わるのは、価格評価に関する点数配分やサービスの内容に関する点数配分である。これまでも募集要項、審査基準等に関しては審査委員会に諮ってきている。そのため、施設の分類は変わらないが点数配分については、審査委員会で変更になる可能性はある。

〈総務部長〉直営から指定管理者制度に切り替える際に、関係課会議を行うのか。

〈企画課長〉それもあるが、その場合だけではなく、指定管理期間の満了時にあらゆる方向性について関係課で協議する。

〈総務部長〉直営施設から指定管理者制度への切り替えの検討を関係課会議で行い、その後、施設所管課を交えて話すイメージなのか。関係課会議で具体的に何をするのかよくわからない。関係課に公共施設マネジメント課が入っているが、施設管理というよりかは、施設自体のあ

り方を検討する部署であり、指定管理者制度を導入するかどうかというのは本来の業務と異なるため、関係課会議でどこまでの業務範囲を想定しているのか教えていただきたい。

〈企画課長〉基本的には施設所管課が指定管理者制度の導入を検討する際に、会議を行いたいと考えている。その結果、導入した方がいいのか。それとも、直営の方がいいのか。あるいは、そもそも施設として必要なのかという点まで踏み込んで話をしたい。

〈総務部長〉逆に言うと、施設所管課が指定管理者制度を導入しようと思わないと関係課会議には上がってこないということか。

〈企画課長〉そうである。あくまで指定管理者制度の中での運用であるため、指定管理者制度の導入を考える際に一定精査したいというのが制度所管課の考えである。

〈土佐副市長〉施設のあり方検討は当然のことかと思うが、改定のポイントとしてあえて挙げている理由は何か。

〈企画課長〉関係課会議を設置し、議論することを指針に謳っておくことで、施設所管課から意見を挙げやすくなると考えている。また、それとともに様々な視点から意見をいただく良い機会にもなると考えているため、あえてポイントとして挙げている。

〈市長公室長〉公募・非公募は審査委員会で決定するのか。

〈濱口担当員〉市で決定する。

〈市長公室長〉資料を見る限り、審査委員会で決めるように思えるがそうではないのか。

〈企画調整部長〉審査委員会にそこまでの権限は与えていない。公募・非公募を決めるのは市で行うが、プレゼンテーション等の選定は行う。審査委員に採点をしていただき、満点の5割に満たなければ非公募であっても指定を見送る形となる。

〈土佐副市長〉指針は今後必要に応じて変えるのか。

〈企画課長〉そうである。

〈土佐副市長〉募集要項等が大きく変更になる場合は相当前から検討に入る必要がある。施設所管課には十分に時間的余裕を持って検討を始めるようにしていただきたい。

〈企画課長〉その辺りは制度所管課から施設所管課にお知らせはさせていただく。

〈土佐副市長〉そのような進行管理を行っていただくとともに、現在直営の施設についても指定管理者制度導入の是非を検討していただきたい。

〈土佐副市長〉本内容で政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案のとおり、政策決定会議に付議する。

平成 31 年 3 月 8 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 企画調整部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の見直しについて
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	本市では、平成 17 年に指定管理者制度を導入以降、本運用指針に基づき、指定管理者制度の運用を進めてきたが、前回の運用指針改定から約5年が経過し、新たな課題や改善すべき点が明らかになってきた。今般、運用指針について、関係課と協議を行い、策定しました改定案をご審議いただくもの。
説明者	企画課 課長 上東 東 企画課 担当長 蓮井 睦美 企画課 担当員 濱口 大輔
付議事項の概要	様式別紙に記載

別紙

付議会議	平成30年度 第12回会議
付議事項	公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の見直しについて

★取組の目的

対象	施設所管部課
どのような状態を目指す	市が設置する公の施設において、市民サービスの向上や管理運営の効率化、施設の有効活用等を図るため、本指針に基づき、主体的に指定管理者制度の導入及び運用を図ることを目指す。

★総合計画上の位置付け

202030201	基本目標	Ⅱ-2 適正で、分かりやすい行財政運営をする
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(3)事務を効果的・効率的に行うための体制が整っている
	目指す成果	②資産が適正に管理・運用され、有効に活用されている
	行政の役割	ア 市の財産を適正に管理する

★現状と課題

平成18年から指定管理者制度を導入し、現在21施設について指定管理者制度に係る運用指針に基づき運用しているが、公共サービスに対する市民ニーズが多様化への対応が、公の施設のより効率的・効果的な運営が求められるようになった。
 指定管理者制度に係る運用指針については、これまでも、本制度の定着や充実を図るために随時見直しを行ってきたが、前回の運用指針改定から約5年が経過しており、民間事業者の有するアイデアやノウハウを公の施設に対し活用することや、施設のあり方の検討、民間が参入しやすい環境の整備、施設の特성에応じた採点基準の導入等、より効率的・効果的な指定管理者制度運用ができるよう指針の改定が必要である。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
公の施設の指定管理者制度に係る運用指針(第7版)の策定								
財源内訳	国費							
	府費							
	起債							
	一般財源							
	その他							
事業費	計			H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
				0	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
有	0	0	0	0	0

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	H28年度	H29年度	H30年度	目標値				
					H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
①									
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。